別表

福岡県　公益社団法人福岡医療団千鳥橋病院、公益社団法人福岡医療団千鳥橋病院付属歯科診療所、公益社団法人福岡医療団たたらリハビリテーション病院、公益社団法人福岡医療団大楠診療所、公益社団法人福岡医療団城浜診療所、公益社団法人福岡医療団新室見診療所、公益社団法人福岡医療団粕屋診療所、公益社団法人福岡医療団たちばな診療所、公益社団法人福岡医療団千代診療所、公益社団法人福岡医療団須恵診療所、公益社団法人福岡医療団新飯塚診療所、公益社団法人福岡医療団田川診療所、公益社団法人福岡医療団直方診療所、公益財団法人健和会大手町病院、公益財団法人健和会大手町病院付属歯科診療所、公益財団法人健和会大手町診療所、公益財団法人健和会戸畑けんわ病院、公益財団法人健和会大手町リハビリテーション病院、公益財団法人健和会京町病院、公益財団法人健和会町上津役診療所、公益財団法人健和会大里おおかわ診療所、医療法人親仁会米の山病院、医療法人親仁会米の山歯科診療所、医療法人親仁会みさき病院、医療法人親仁会中友診療所及び医療法人親仁会中央診療所

熊本県　医療法人親仁会野ばら診療所及び医療法人親仁会さかき診療所

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、東京民医連労働組合健和会支部から、年末一時金等の要求に関して、平成26年11月６日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（埼玉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年11月５日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

埼玉県　みさと健和病院、みさと健和団地診療所、みさと健和歯科、みさと健和クリニック、まちかどひろばクリニック及びクリニックふれあい早稲田

東京都　柳原病院、柳原リハビリテーション病院、柳原診療所、健愛クリニック、かもん宿診療所、柳原腎クリニック、柳原歯科、老人保健施設千寿の郷、柳原ホームケア診療所、四ツ木診療所、蒲原診療所、蒲原歯科診療所、すみだ共立診療所及びクリニック柳島

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、京都医療労働組合連合会から、年末一時金等の要求に関して、平成26年11月６日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（京都府及び兵庫県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年11月５日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

京都府　日本赤十字社京都第一赤十字病院、日本赤十字社京都第二赤十字病院、独立行政法人地域医療機能推進機構京都鞍馬口医療センター、社会福祉法人京都社会事業財団京都桂病院、社会福祉法人京都社会事業財団訪問看護ステーション「桂」、社会福祉法人京都博愛会博愛会病院、社会福祉法人京都博愛会訪問看護ステーションはくあい、社会福祉法人京都博愛会冨田病院、社会医療法人西陣健康会堀川病院、社会医療法人西陣健康会クリニックほりかわ、社会医療法人西陣健康会正親診療所、社会医療法人西陣健康会出町診療所、社会医療法人西陣健康会ほりかわ訪問看護ステーション、特定医療法人健康会京都南病院、特定医療法人健康会新京都南病院、特定医療法人健康会第二南診療所、特定医療法人健康会内浜診療所、特定医療法人健康会せんぼん診療所、特定医療法人健康会西京極診療所、特定医療法人健康会三栖診療所、特定医療法人健康会伏見診療所、特定医療法人健康会訪問看護ステーションみなみ、特定医療法人健康会訪問看護ステーションぬくもりの里、社会福祉法人京都社会事業財団西陣病院、社会医療法人太秦病院、社会医療法人太秦病院附属うずまさ診療所、社会医療法人太秦病院附属うずまさ第二診療所、社会医療法人太秦病院附属うずまさ訪問看護ステーション、財団法人日本パブテスト連盟医療団総合病院日本パブテスト病院、医療法人清仁会洛西ニュータウン病院、財団法人療道協会西山病院、医療法人栄仁会宇治おうばく病院、医療法人栄仁会新田辺診療所、医療法人栄仁会京都駅前メンタルクリニック、医療法人栄仁会訪問看護ステーションおうばく、医療法人栄仁会訪問看護ステーションそうらく、医療法人栄仁会訪問看護ステーション京たなべ、医療法人財団美山健康会美山診療所、医療法人財団美山健康会宮島診療所、医療法人福冨士会京都ルネス病院、医療法人福冨士会訪問看護ステーション「コスモス」、特定医療法人福知会もみじヶ丘病院、特定医療法人福知会クリニック「まほら」、特定医療法人福知会クリニック「もみじ」、公益財団法人丹後中央病院、医療法人財団宮津康生会宮津武田病院、医療法人三青園丹後ふるさと病院、医療法人三青園たちばな診療所、京都医療生活協同組合中野眼科、京都医療生活協同組合中野眼科四条ナカノ分院、京都医療生活協同組合ナカノ眼科朝日会館、京都医療生活協同組合ナカノ眼科京都駅前、京都医療生活協同組合ナカノ眼科大徳寺前診療所、一般財団法人京都工場保健会診療所、一般財団法人京都工場保健会診療所宇治支所、一般財団法人京都工場保健会診療所御池保健センター、一般財団法人京都工場保健会診療所壬生保健センター、一般財団法人京都予防医学センター、一般財団法人京都予防医学センター丹後支所、社団法人京都微生物研究所、社団法人京都微生物研究所福知山支所、株式会社日本医学臨床検査研究所、株式会社日本医学臨床検査研究所舞鶴支所、医療法人葵会上賀茂診療所、医療法人葵会かも川診療所、医療法人葵会紫野協立診療所、医療法人葵会葵会北診療所、一般社団法人京都コムファみつばち薬局上賀茂店、一般社団法人京都コムファみつばち薬局紫野店、医療法人葵会総合ケアステーション、公益社団法人京都保健会上京診療所、公益社団法人京都保健会仁和診療所、公益社団法人京都保健会仁和診療所歯科、一般社団法人京都コムファ花ぐるま薬局、一般社団法人京都コムファなごみ薬局、公益社団法人京都保健会総合ケアステーションわかば、公益社団法人京都保健会上京鍼灸治療所、公益社団法人京都保健会京都民医連中央病院、公益社団法人京都保健会京都民医連太子道診療所、公益社団法人京都保健会朱雀診療所、公益社団法人京都保健会春日診療所、公益社団法人京都保健会京都民医連かみの診療所、公益社団法人京都保健会かどの三条こども診療所、一般財団法人京都コムファコスモス薬局、公益社団法人京都保健会訪問看護ステーション太秦安井、公益社団法人京都保健会吉祥院病院、公益社団法人京都保健会久世診療所、公益社団法人京都保健会九条診療所、公益社団法人京都保健会九条診療所歯科、医療法人西七条厚生会西七条診療所、公益社団法人京都保健会吉祥院こども診療所、一般社団法人京都コムファあゆみ薬局、公益社団法人京都保健会吉祥院訪問看護ステーション、公益社団法人京都保健会東九条訪問看護ステーション、医療法人西七条厚生会訪問看護ステーションこもれび、公益社団法人京都保健会吉祥院病院付属鍼灸治療院、公益社団法人信和会京都民医連第二中央病院、公益社団法人信和会東山診療所、公益社団法人信和会川端診療所、公益社団法人信和会川端鍼灸治療所、公益社団法人信和会京都民医連あすかい診療所、公益社団法人信和会京都民医連あすかい診療所歯科、公益社団法人信和会大宅診療所、公益社団法人信和会京都民医連洛北診療所、株式会社メディカプラン京都すこやか薬局、株式会社メディカプラン京都すこやか薬局二条店、株式会社メディカプラン京都すこやか薬局東山店、公益社団法人信和会訪問看護ステーションたんぽぽ、公益社団法人信和会訪問看護ステーションひまわり、公益社団法人信和会訪問看護ステーションどんぐり、一般財団法人京都労働災害被災者援護財団（京都城南診療所）、公益社団法人京都保健会京都協立病院、公益社団法人京都保健会あやべ協立診療所、公益社団法人京都保健会まいづる協立診療所、公益社団法人京都保健会たんご協立診療所、公益社団法人京都保健会ふくちやま協立診療所、公益社団法人京都保健会在宅ケアステーションげんき、公益社団法人京都保健会ほっとステーションきぼう、公益社団法人京都保健会訪問看護ステーションゆたかの、公益社団法人京都保健会ふれあいステーションゆきわり、やましろ健康医療生協あさくら診療所、やましろ健康医療生協あさくら診療所歯科及び乙訓医療生活協同組合医誠会診療所

兵庫県　一般財団法人京都工場保健会診療所神戸検診クリニック

最低賃金の改正決定に関する公示

千葉労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県各種商品小売業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月５日

千葉労働局長　小澤　真一

第４号中「１時間807円」を「１時間819円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月25日から効力を生ずる。